

長野支場が引き続き ISTA 認定検査所として認められました

当場は、ISTA(本部:ジュネーブ)の認定検査所として、ISTA 国際種子検査証明書を発行できる権限を有し、日本で唯一、飼料作物種子に特化した幅広い検査を実施している機関です。

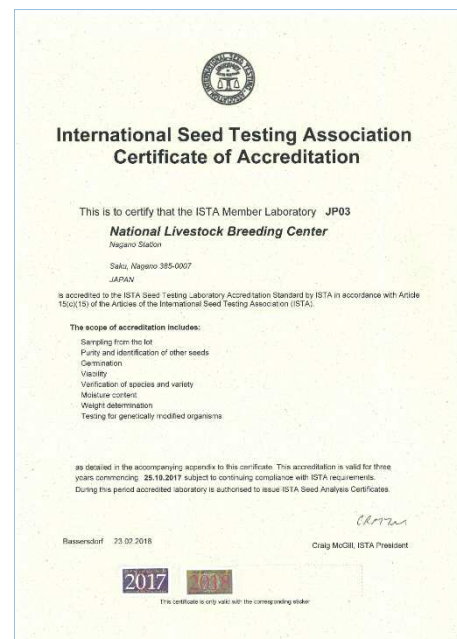
ISTA は、国際的に流通する種子の品質を確保するために、種子に関する国際的な検査手法(検査用試料のサンプリング、種子の純度分析・異種子の粒数検査、発芽試験等)のルールを定め、世界的なネットワークを持ち活動している機関です。

長野支場は、このルールに合致した手法で種子検査を行っており、2003 年に検査結果を証明する権限を与えられたところです。

このような権限を持つ検査機関は、世界でも 59 カ国・地域で 135 機関しかなく、そのうちアジアでは 21 機関で、日本では長野支場を含めて5機関が認定されています。

この権限を維持するためには、3 年ごとに ISTA の監査を受けて再認定されなければなりません。長野支場では 2017 年 10 月に 6 回目の監査を受け、この度2月 23 日付けで再認定されました。

今後とも、ISTA 認定検査所として、高い品質の検査を提供できるよう努めて参ります。



(ISTA 認定書(2018 年 2 月 23 日発行))